

令和7年第3回川西町 議会臨時会会議録

令和7年5月12日 月曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 遠藤明子

出席議員（12名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 渡部秀一君
5番 寒河江司君	6番 吉村徹君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 高橋輝行君
12番 遠藤明子君	13番 鈴木幸廣君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 茂木晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 片倉和之君	総務課長 有坂強志君
企画財政課長 坂野成昭君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・税務会計課長 鈴木玄君	住民課長 大河原孝如君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て課長 近祐子君
農林課長 大友勝治君	商工観光課長 安部博之君
地域整備課長 中山宗隆君	教育文化課長 前山律雄君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木優徳	事務局長補佐 竹田紀子
主任 高橋知希	

議事日程（第1号）

令和7年5月12日 月曜日 午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議長の選挙

・ 当選告知

・ 議長当選あいさつ

日程第 4 議席の一部変更

日程第 5 選第 2号 置賜広域病院企業団議会議員の補欠選挙

日程第 6 議第30号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 7 議第31号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

日程の追加

追加日程第 1 常任委員会委員の辞退

追加日程第 2 特別委員会の辞任

追加日程第 3 副議長の辞職

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 議席の一部変更

◎開会の宣告

○副議長 ただいま議長欠員のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を執らせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○副議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。地方自治法第121条の規定に基づき、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めております。

この際、私から報告いたします。

井上晃一議長が去る5月10日に逝去されました。突然逝去されることは、驚愕のほかなく、誠に痛恨の極みであります。井上晃一議長には、本町議会議員に当選されること2期、6年に及び、その間、町政発展のために寄与され、多大なる功績を立てられました。今後の議会運営にさらなるご活躍を期待するところ、誠に大きなものがありましたが、非常に残念でなりません。

ここに井上晃一議長のご冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。皆さんのご起立をお願いいたします。

黙禱始め。

(黙 禱)

○副議長 黙禱を終わります。

ありがとうございました。ご着席願います。

◎会議録署名議員の指名

○副議長　日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

11番高橋輝行君、1番船山千鶴さん、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○副議長　日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前 9時35分)

○副議長　休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時53分)

◎議長の選挙

○副議長　日程第3、議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第1項の規定により、投票によって行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長　ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名いたします。

川西町議会会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に、1番船山千鶴さん、2番鈴木孝之君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票記載台を設置いたします。

(投票記載台設置)

○副議長 事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票記載台において被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼により投票)

○副議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票記載台を撤去いたします。

(投票記載台撤去)

○副議長 開票を行います。

開票立会人の船山千鶴さん及び鈴木孝之君は、開票立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票

有効投票 12票

無効投票 0票であります。

有効投票中

寒河江 司君 4票

鈴木幸廣君 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条の第1項の規定により3票であります。

よって、有効投票の最多数を得た鈴木幸廣君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○副議長 ただいま議長に当選されました鈴木幸廣君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎議長当選のあいさつ

○副議長 鈴木幸廣君は、議長当選の承諾並びにごあいさつを、演壇に登壇の上、お願ひいたします。

鈴木幸廣君。

(8番 鈴木幸廣君 登壇)

○8番 8番、鈴木です。

ただいまの議長選挙におきまして、議員各位の皆様方よりご支援を賜りましたこと、身に余る光栄と存じております。深く感謝を申し上げます。

議長職という重責を担わせていただくことになりますが、まだまだ至らない点があろうかと思いますので、さらなるご指導を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○副議長 それでは、ここで新議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

◎議席の一部変更

○議長 これからは、私より議事を進めてまいりますので、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

議長選挙に伴い、この際、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議席の一部変更を行います。

川西町議会会議規則第4条第3項の規定により、本職より変更をいたします。

川西町議会運用例第1章第9項の規定により、議長の議席は最終番とされており、私の議席は13番、9番から11番までの議員におかれましては、右側の議席にそれぞれ変更いたします。

それでは、ご移動お願ひいたします。

(議席の移動)

○議長 暫時休憩いたします。

(午前11時14分)

○議長 会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◎日程の追加

○議長 議席の一部変更については、川西町議会会議規則第4条第3項の規定により、ただいまご着席の議席のとおり、本職より一部変更して指定いたします。

このたび、私は、川西町議会運用例第7章第3項及び同第4項の規定により、総務文教常任委員会を辞退及び予算特別委員会委員を辞任したいと思います。

お諮りいたします。この際、常任委員会委員の辞退及び特別委員会委員の辞任を追加日程とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の辞退及び特別委員会委員の辞任を追加日程とし、議事を進めることに決定いたしました。

本案は、私の一身上に関する事件であり除斥に該当いたしますので、副議長と交代いたします。

(13番 鈴木幸廣君 退場)

○副議長 議長と交代いたしましたが、引き続き議事を進めます。

◎常任委員会委員の辞退

○副議長 追加日程第1、常任委員会委員の辞退、これを議題といたします。

お諮りいたします。鈴木幸廣議長の常任委員会委員の辞退について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、鈴木幸廣議員の常任委員会委員の辞退は、許可することに決定いたしました。

◎特別委員会の辞任

○副議長 追加日程第2、特別委員会の辞任、これを議題といたします。

お諮りいたします。鈴木幸廣議長の特別委員会委員の辞任について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、鈴木幸廣議長の特別委員会委員の辞任は、許可することに決定いたしました。

鈴木幸廣議長の復席を求めます。

(13番 鈴木幸廣君 復席)

○副議長 鈴木幸廣議長に申し上げます。常任委員会委員の辞退及び特別委員会委員の辞任については許可されましたので告知いたします。

ここで、議長と交代いたします。

(議長交代)

○議長 副議長と交代いたしましたが、引き続き議事を進めます。

ここで暫時休憩いたします。

(午前11時20分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

◎日程の追加

○議長 休憩中、副議長の伊藤 進君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、除斥のため、副議長、伊藤 進君の退場を求めます。

(12番 伊藤 進君 退場)

◎副議長の辞職

○議長 追加日程第3、副議長の辞職、これを議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

鈴木事務局長。

○議会事務局長 命によりまして、私から朗読をさせていただきます。

副議長、伊藤 進。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

本日付、議長宛てでございます。

○議長 お諮りいたします。伊藤 進君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、伊藤 進君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

伊藤 進君の復席を求めます。

(12番 伊藤 進君 復席)

○議長 伊藤 進君に申し上げます。副議長の辞職は許可になりましたので、告知いたします。

ここで、川西町議会運用例第15条第2項の規定に基づき、前副議長の伊藤 進君に演壇に登壇の上、退任のごあいさつをいただきます。

伊藤 進君。

(12番 伊藤 進君 登壇)

○12番 退任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、同級生であった井上晃一君、非常に残念です。2日の日、病院まで行って様子を伺いというようなことで、元気に話されているなど、回復も早いかなと思ってきたところであります。非常に残念でなりません。彼とは、議長、副議長という間柄でしたが、それ以前からも同級生ということで、いろんな形で交流があって、特に彼は星を見るのが好きで、いろんな形で、いろんなところで見ていたなというふうな記憶があります。町なかで望遠鏡なんかをセットして見かけると、何しているんだなんていうことで声かけて、ちょうど

土星が見えるんだよなんていうふうなことで、その土星の輪を見せて教えてもらったというふうなこともあります。

そういう中で、いろんな交流をしながら、副議長という職をさせていただきまして、本当に、皆様にはご協力いただきまして、大変ありがとうございました。貴重な体験をさせていただいたなというふうに思います。また、議員としてもまだまだやらなければならない、先ほど来いろんな話出ていますけれども、町民のためにやらなければならぬこと、様々あります。そういうものに向けて、やはり私もまだまだ力不足でありますけれども、議員として町民のために精一杯頑張っていきたいなというふうに思います。今後ともよろしくお願ひいたします。2年間、大変ありがとうございました。

○議長 前副議長の伊藤 進君には、ご苦労さまでございました。

◎日程の追加

○議長 ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を追加日程第4とし、選挙を行うことに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

(午前11時36分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開いています。

(午後 1時00分)

◎副議長の選挙

○議長 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第1項の規定により、投票によって行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長 ただいまの出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。

川西町議会会議規則第32条第2項の規定により、開票の立会人に、1番船山千鶴さん及び3番寒河江寿樹君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票記載台を設置いたします。

(投票記載台設置)

○議長 事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票記載台において被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼により投票)

○議長 投票漏れはございませんか。

(な し)

○議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票記載台を撤去いたします。

(投票記載台撤去)

○議長 開票を行います。

開票立会人の船山千鶴さん及び寒河江寿樹君は、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票

うち有効投票 8票

無効投票 3票であります。

有効投票中

遠 藤 明 子 さん 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第1項の規定により2票であります。

よって、有効投票の最多数を得た遠藤明子さんが副議長に当選されました

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長 ただいま副議長に当選されました遠藤明子さんが議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長当選のあいさつ

○議長 遠藤明子さんは、副議長当選の承諾並びにごあいさつを、演壇に登壇の上、お願ひいたします。

4番遠藤明子さん。

(4番 遠藤明子君 登壇)

○4番 4番遠藤です。

ただいま選挙において、副議長を決めていただきました遠藤明子でございます。議員各位の皆さまには大変感謝申し上げたいと思います。

私も不慣れではございますが、精いっぱい議長を補佐しながら、開かれた議会、分かりあえる議会、進められる議会、これをを目指しながら頑張ってまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎議席の一部変更

○議長 副議長選挙に伴い、この際、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議席の一部変更を行います。

川西町議会会議規則第4条第3項の規定により、本職より変更をいたします。

川西町議会運用例第1章第9項の規定により、副議長の議席は最終2番とされております

ので、副議長の遠藤明子さんの議席は12番に、伊藤 進君の議席は7番に、5番から7番までの議員におかれましては、右側の議席にそれぞれ変更をいたします。

それでは、ご移動をお願いいたします。

(議席の移動)

○議長 暫時休憩いたします。

(午後 1時19分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時20分)

○議長 議席の一部変更については、川西町議会会議規則第4条第3項の規定により、ただいまご着席の議席のとおり、本職より一部変更して指定いたします。

◎選第2号 置賜広域病院企業団議会議員の補欠選挙について

○議長 日程第5、選第2号 置賜広域病院企業団議会議員の補欠選挙、これを議題といたします。

本案は置賜広域病院企業団規約第6条第2項の規定により、井上晃一前議長の死去に伴い、置賜広域病院企業団議会議員に欠員が生じている同議会議員1人を補欠選挙するものであります。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の規定により、指名推選の方法で行います。また、指名推選の方法につきましては、同運用例第4章第4項の規定により、直ちに本職より指名推選いたします。置賜広域病院企業団議会議員に私、鈴木幸廣を指名推薦いたします。

お諮りいたします。ただいま、本職より指名推選いたしました私、鈴木幸廣を置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、私、鈴木幸廣を置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

◎議第30号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定について

○議長 日程第6、議第30号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 まずは、井上晃一前議長の突然の悲報に、いまだに信じられない思いであります。衷心より哀悼の意を表するとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

議第30号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため、提案するものです。

内容につきましては、鈴木税務会計課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 鈴木税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、私のほうから議第30号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。

議第30号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定について、川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年5月12日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、先ほど町長がご説明を申し上げたとおりでございます。

それでは、内容につきましては、議第30号の資料によって説明をさせていただきます。

議第30号の資料、川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

初めに、改正の趣旨でございます。

令和7年度の税制改正につきましては、特定親族特別控除の創設、軽自動車税（種別割）に係る二輪車の車両区分の見直し等となっており、これら税制改正に併せて地方税法等が改

正されたことに伴い、本町の次の関係条例を改正するものでございます。

1つ目が川西町税条例でございます。

2つ目が川西町都市計画税条例でございます。

次に、主な改正内容等でございます。

初めに、川西町税条例等の一部改正の関係でございます。

1つ目としましては、個人住民税関係でございます。

こちらにつきましては、特定扶養控除に関して控除対象となる大学生年代（19歳以上から23歳未満）の子等の所得要件について、一定の所得123万円を超えた場合でも、親等が受けられる控除の額が段階的に低減する仕組み（特定親族特別控除）を導入するものでございます。

2つ目が軽自動車税関係でございます。

総排気量125cc以下で、最高出力が4.0キロワット（50cc相当）以下に制御したバイクに係る軽自動車税（種別割）の税率を2,000円、50cc原付と同額とするものでございます。

3番目としまして、その他法改正に伴う条文の整理でございます。

法律の改正によって条項や文言などが変更等されたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更したものでございます。

続きまして、川西町都市計画税条例の一部改正関係の内容でございます。

こちらにつきましても、法律の改正によって条項や条文等の変更等をされたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更を行ったものでございます。

3番の施行規則等でございます。

（1）この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（2）その他、この条例の施行については、附則に記載の日から施行し、それぞれの年度分から適用する。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

（なし）

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第31号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長 日程第7、議題31号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則ですが、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただることといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第31号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものです。

内容につきましては、鈴木税務会計課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 鈴木税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、私より、議第31号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議第31号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年5月12日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、先ほど町長がご説明申し上げたとおりとなっております。

それでは、改正の内容につきましては、議第31号資料によりまして、ご説明を申し上げます。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

初めに、改正の趣旨でございます。

令和7年度の税制改正につきましては、経済動向等を踏まえ、国民健康保険税における課

税限度額の引上げ、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正となっており、この税制改正に併せ、地方税法等が改正されたことに伴い、川西町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございます。

初めに、課税限度額の引上げについてでございます。

中間所得層の被保険者の負担に配慮し、基礎課税額に係る課税限度額を現行の65万円から66万円に引き上げるものでございます。そのほか、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の24万円から26万円に引き上げるものでございます。

なお、介護納付金課税額の課税限度額につきましては、17万円のまま据置きとなってございます。

これらを併せまして、合計限度額につきましては、現行106万円から109万円ということで、3万円の引上げとなっているところでございます。

続きまして、2番目としまして、5割軽減、2割軽減の課税額の見直しでございます。

①5割軽減の基準額でございますが、こちらにつきましては、こちらの計算式の後ろにあります被保険者数プラス特定同一世帯者数に乘じて算出する金額、現行29万5,000円のところを30万5,000円ということで、1万円増額するものでございます。

続いて②の2割軽減基準額でございます。

こちらも5割基準額と同様に、算定式の最後にあります被保険者数プラス特定同一世帯者数に乘じて算出する額を現行の54万5,000円から56万5,000円に増額するものでございます。

3番の施行日等でございます。

(1) この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(2) この条例による改正後の川西町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降、以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

橋本欣一君。

○9番 9番です。

この限度額の引上げ、あるいは軽減の基準見直しによる影響額というか、どのぐらいの方が、何人の方が該当するのか、もし把握していらっしゃれば教えていただきたいと思います。

○議長 鈴木税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、ただいまのご質問にご回答させていただきます。

限度額の引上げにつきましては、基礎課税額に係る部分につきましては10世帯、後期高齢者支援金課税額に係る部分については13世帯となってございまして、こちらの影響額については、おおよそ40万円程度の増額となるものと想定しております。

なお、5割軽減、2割軽減の部分につきましては、詳細な情報等把握できておりませんので、こちらの部分につきましては改めてご報告をさせていただけると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これをもって、令和7年第3回川西町議会臨時会を閉会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 1時42分)